

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、静岡県島田・榛原地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月7日

静岡県知事 鈴木康友

1 計画区域（同意雇用開発促進地域）

島田・榛原地域（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）

2 計画期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

3 計画区域に対する国からの助成

計画区域に事業所を設置・整備し、併せて当該地域に居住する求職者等を雇入れた場合等に地域雇用開発助成金が適用される。